

資料 1

仕 様 書

1 件名

三鷹市特定保健指導業務委託

2 目的

「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号）に基づき、医療保険者に義務付けられた生活習慣病の予防と改善に向けた特定保健指導（「動機付け支援」「積極的支援」）を円滑に実施することを目的とする。

3 実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務内容の概要

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」（平成 25 年 3 月 29 日厚生労働省告示第 91 号）を遵守し、「標準的な健診・保健指導に関するプログラム【令和 6 年度版】」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引（第 4・2 版）」に沿って以下の特定保健指導業務を実施する。

保健指導の実施にあたっては、対面での面談や電話、書面等での指導のほか、インターネット上のフォームや予約システムを通じた面談予約やビデオ通話による遠隔面談、アプリやチャットでの健康管理や指導など情報通信技術（以下「ICT」という。）を活用した保健指導を行なうこと。なお、ICT の利用が困難な者に対しては、ICT を使用しない指導ができる体制をとること。

(1) ICT を用いた保健指導の制限

ファイル共有機能、録画機能を使用しないこと。なお、委託者の許可を得た場合は、この限りではない。

(2) 動機付け支援及び積極的支援の実施

ア 特定保健指導対象者へのパンフレット等の作成・印刷

特定保健指導（動機付け支援及び積極的支援）の対象者（以下「対象者」という。）用のパンフレット、封筒、参加申込書、テキスト及び支援計画書等のツール（以下「パンフレット等」という。）を作成・印刷すること。なお、パンフレット等を作成するに当たり、事前に三鷹市（以下「市」という。）に協議すること。

イ パンフレット等の提供

特定保健指導の初回面談を公益社団法人三鷹市医師会（以下「三鷹市医師会」という。）が実施する場合もあることから、受託者は、その後の継続支援を円滑に実施するため、パンフレット等の内容を工夫して作成するとともに、三鷹市医師会にパンフレット等の提供を行うこと。

ウ 対象者への案内

市が提供する特定保健指導階層化データ、健診結果データを活用し、対象者に

パンフレット等の送付を速やかに行うこと。必要に応じて申込のための返信用封筒を同封すること。なお、返信用封筒は受託者が負担すること。

また、パンフレット等の送付後連絡がないものへの電話等による参加の勧奨を行うこと。

エ 申込受付

受託者は対象者からの参加申込み問合せ、受付等に対応し、会場、日程等の調整を行うこと。なお、受託者は保健指導の参加者について人数等把握するとともに、委託者の請求に応じて名簿を月ごとにまとめて電子データにて作成、提出ができる体制をとること。

オ 動機付け支援及び積極的支援の実施場所・設備

実施場所は会場が必要な場合、受託者が会場を確保すること。

特定保健指導実施にあたり必要な施設、設備等については受託者が用意し整備を行うこと。

カ 健康セミナー等の実施

特定保健指導参加の申し込みが無い者について、セミナー等を実施し、初回面談（個別またはグループ）につなげ、特定保健指導への参加促進及び健康づくりの動機付けを促すこと。

キ 初回面談の実施（三鷹市医師会が実施する場合を除く）

受託者が用意した会場や特定保健指導参加者（以下「利用者」という。）が希望する場所（自宅等）、もしくは、ICT での面談により実施する。

会場等の使用、ICT にかかる手続き及び運営については受託者が行うこと。

特定健診の結果や、利用者の意向などを踏まえ、行動目標を達成するために必要な介入、支援等をまとめた「特定保健指導支援計画」を作成すること。なお、市から照会があった場合は、速やかに提出すること。

ク 継続支援の実施

(ア) 上記キまたは三鷹市医師会による初回面談で作成した支援計画に基づき、保健指導を行うこと。

(イ) 積極的支援は、厚生労働大臣が定める実施方法に掲げるポイントの算定及び要件に基づき、180 ポイント以上の支援を実施すること。

ケ 行動変容の状況等の行動計画の実績評価の実施

初回面談から3か月以上経過後に、個々の身体状況の変化（体重・腹囲）及び設定した個人目標の達成状況などの行動変容の状況等についての確認を行い、実績評価を行うこと。

なお、受託者が利用者から結果データを得られないために実績評価を完了できない場合は、3回程度の督促等の実施記録を以って代えられることとする。

(3) 利用中断者への催促及び報告

ア 受託者は、保健指導を受けない利用者に対して状況把握を行い、利用に向けての調整をし、継続の参加勧奨を行う。

イ 受託者は、複数回の参加勧奨にも関わらず途中脱落者が生じた場合、速やかに委託者へ報告する。

ウ 受託者は、転居等やむを得ない理由により利用中断する者が生じた場合、速やかに委託者へ報告を行うこと。

(4) 主治医等との連携

受託者は、継続支援中に利用者が治療等の必要があると思われる場合は、利用者を通じて主治医等に確認するよう説明し、事故のないように自己管理を十分理解してもらうよう努めること。

(5) 利用者への実施結果の提供

受託者は、特定保健指導終了後、利用者に対し成果を書面または電子データ等にて提供すること。

(6) 相談窓口等の設置

利用者及び指導終了者からの相談等に対応する窓口を設けること。

(7) 実績報告の作成

受託者は、利用者個人別に厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく XML 形式にて実施内容、結果等を作成し、格納したファイルを収録した電子媒体（CD-R 等）または、第 6 項に記載する要件を満たすクラウドサービス等により提出すること。

また、該当年度の利用者全員の実績評価終了後 1 ヶ月以内に、事業実績、事業分析、評価、提案等を含む報告書を提出すること。

(8) 事故等の対応

受託者は、特定保健指導実施に際し、十分な安全管理対策を講じることとする。受託者と利用者間で起こったトラブルについては、適切な措置を講じるとともに速やかに委託者へ報告すること。

なお、事故等の責任及び損害賠償などは受託者に帰属する。

(9) 健診結果等の授受、返却及び活用

個人情報の受け渡しについては、三鷹市と協議のうえ適切な方法により行うこととし、受託者の費用負担により手配すること。また、契約終了後は、貸与した個人情報を確実に消去すること。

なお、健診結果データ等の個人情報の受け渡しにあたっては、指定した日に三鷹市健康推進課へ来庁もしくは施錠可能なケースに入れ、セキュリティ便等安全かつ搬送の記録が残る運搬方法、もしくは、第 6 項に記載する要件を満たすクラウドサービス等にて受け渡しを行うこと。直接受領による受け渡しの際には、データを施錠可能なケース等に入れるとともに、授受簿を作成・記録し、管理すること。

5 個人情報の保護等

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律、「個人情報取扱注意事項」及び別紙「個人情報を取り扱う業務の委託契約に関する特記仕様書」の内容を遵守すること。

受託者は、本業務において、個人情報が外部に漏えいすることがないように、個人情報の保護に十分に配慮し、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省）に準拠した情報管理など、個人情報保護に必要な措置を講じること。

また、指導にあたっては、プライバシーが保たれるように、録音、録画、撮影を同

意なしに行うことがないように確認すること。加えて、使用するシステムのセキュリティポリシーを適宜確認し、必要に応じて対象者に説明すること。

6 ファイル共有の手段等について

本業務の実施にあたり、ファイルを共有する手段として、クラウドサービス等を利用する場合は、以下に示す要件を満たすサービスを利用すること。一部満たせない要件がある場合は事前に三鷹市に相談するものとし、承認を得られないサービスは利用してはならない。

- (1) 個人情報閲覧できるシステム管理者等がサービスを利用する場合、多要素認証が行われること。
- (2) 事業の実施場所は国内であること。バックアップを含め、データが保存されるデータセンターのリージョンは国内のみであること。
- (3) 管理端末とサービス提供側のサイバー空間に至る情報の流通経路全般にわたり、通信が暗号化されていること。
- (4) サービスに保存されるデータが暗号化されていること。
- (5) 契約終了時において、保存したデータの完全消去および復元不可が保証されていること（具体的には、NIST-SP800-88 または DoD5220-22M に準拠した方法で消去し、三鷹市の求めに応じて消去証明書等を提出できること）。
- (6) クラウド提供型のサービスを利用する場合は、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）に登録されたサービスであること。ISMAP 未登録の場合は、プライバシーマークを取得し、情報セキュリティ対策や運用体制についての安全対策基準を明示すること。
- (7) データセンター提供型のサービスを利用する場合は、サービス提供事業者が国内データセンターで運用していることを明示し、セキュリティ対策基準を提示すること。

7 費用について

- (1) 特定保健指導の実施内容に応じた単価契約とし、内容ごとの実施実績に基づき支払うものとする。
- (2) 単価には、事業実施に向けた打ち合わせに係る経費、人件費、通信費、電話代、指導ツール、郵送料、機器リース料、消耗品費、賠償保険料、印刷製本費、会場使用料等、本業務実施にかかる経費をすべて含むものとする。
- (3) 請求については各月末締めとし、請求書の内容を確認後、当該請求書提出日の翌月末までに受託者に対し委託料を支払うこととする。

8 その他

上記に定めのない事項について疑義が生じた場合には、双方誠意をもって速やかに協議し決定することとする。

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

受託者は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

受託者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、受託者が、ホームページ等にて保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において再委託の範囲と委託先等を予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡され又は受託者自らが収集し若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに委託者に返還し又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報等を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

委託者は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

受託者は、この契約に違反する事態が生じ又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

三鷹市契約における暴力団等排除に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発注者 契約の発注者である三鷹市をいう。
- (2) 受注者 三鷹市との契約の相手方をいう。受注者が建設共同企業体であるときは、その構成員すべてを含み、受注者が事業協同組合等であるときは、その組合員すべてを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 不当介入等
 - ア 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
 - イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
 - ウ 正当な理由なく面会を強要する行為
 - エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、作業現場の秩序の維持、安全確保又は作業の実施に支障を生じさせる行為

(受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権)

第3条 発注者は、受注者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員等であるとき又は暴力団員等が受注者の経営に実質的に関与しているとき。
 - (2) いかなる名義であるかを問わず、暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与する等、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していると認められるとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
 - (5) 自らが行う契約において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、契約したと認められるとき。
 - (6) 三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年2月4日付け24三総契第348号。以下「要綱」という。）第6条の勧告を受けた日から1年以内に、再度勧告に相当する行為があったとき。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、これによって受注者に損害が生

じても、その責を負わないものとする。

- 3 第1項の規定によりこの契約を解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 その他契約解除に伴う措置等については、この特約が添付される契約の関係規定を準用する。

(下請負等の禁止)

第4条 受注者は、個人又は法人の役員若しくは使用人が第3条第1項各号に該当する者（以下「措置要件該当者」という。）に下請負又は受託（二次以降の下請負又は受託を含む。以下「下請負等」という。）をさせてはならない。

- 2 発注者は、受注者が、措置要件該当者に下請負等をさせていた場合は、当該下請負等の契約解除を求めることができる。
- 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- 4 受注者は、この契約に関して下請負等の契約を締結するときは、第3条第1項、第4条第1項、第2項及び第4項並びに第5条と同様の内容を当該下請負等の契約に規定するものとする。

(不当介入等を受けた場合の措置)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 暴力団員等又は三鷹市暴力団排除条例（平成24年三鷹市条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）から不当介入等を受けたときは、毅然として拒否し、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
- (2) この契約に関する下請負等の相手方に対し、暴力団員等又は暴力団関係者から不当介入等を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するとともに、警察に届け出るよう指導すること。また、下請負等の相手方から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告すること。
- 2 発注者は、受注者又はその下請負等の相手方が前項の不当介入等を受け、契約の履行の遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、前項の規定により適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

個人情報を取り扱う業務の委託契約に関する特記仕様書

本「個人情報を取り扱う業務の委託契約に関する特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）は、三鷹市が締結する委託契約のうち個人情報を取り扱う業務を含む契約に適用する。

（条項の効力の優先順位）

第1条 本件の委託契約（以下「本件委託契約」という。）の履行に当たり個人情報を取り扱う業務に係る条項の効力の優先順位は、特記仕様書、仕様書、契約約款の順による。

（定義）

第2条 本件委託契約において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。

（個人情報の保護に関する法律等の遵守）

第3条 受託者は、本件委託契約の履行に当たり、個人情報の保護に関し、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、三鷹市個人情報保護条例（令和4年三鷹市条例第26号）、個人情報の保護に関する法令等に関し国の個人情報保護委員会が定めるガイドライン等その他関係法規等並びに本件契約約款、仕様書及び特記仕様書（本件契約約款、仕様書及び特記仕様書を併せて以下「契約書等」という。）の個人情報の保護に関する規定を遵守しなければならない。

（秘密の保持）

第4条 受託者は、本件委託契約の履行に当たって知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、本件委託契約の終了又は解除後も同様とする。

（安全管理措置）

第5条 受託者は、本件委託契約の履行に当たり、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（法第66条第1項の措置をいう。）を講じなければならない。

（組織体制の整備等）

第6条 受託者は、本件委託契約の履行に当たり、個人情報の安全管理について内部における責任分担を明確にした組織体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに係る責任者及び従事者並びに作業場所等を定めるとともに、従事作業の範囲、作業責任区分等を明確にし、これらについてあらかじめ委託者に届け出た上で委託者の承諾を得なければならない。

3 受託者は、本件委託契約における業務従事者に対して、個人情報保護に関する十分な教育及び研修を実施しなければならない。

（契約終了後の提供資料の返還義務又は廃棄義務）

第7条 受託者は、委託者より提供された資料及び情報等を、契約終了後速やかに委託者に返還しなければならない。ただし、業務遂行過程で発生する資料及び情報等について、やむを得ず受託者側において消去及び廃棄する必要がある場合は、消去及び廃棄が必要となる根拠及び具体的な作業手順をあらかじめ委託者に届け出た上で委託者の承諾を得なければならない。

（委託者の検査及び指示に応じる義務）

第8条 委託者が必要と認める場合には、受託者は委託者による検査を受け及び委託者の指示に従う義務を負う。

(再委託の禁止)

第9条 受託者は、本件委託契約に基づく業務（以下「本件委託業務」という。）を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者は、本件委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の住所及び氏名、名称又は商号、受託者と再委託先との間の取引関係及び取引実績、再委託が必要な理由、再委託して処理させる業務内容及び範囲、再委託先において取り扱う情報の内容及び範囲、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法その他委託者が必要とする情報を書面をもって明確に説明した上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承諾を得なければならない。再委託先が再々委託を行う場合以後の順次の委託についても同様とする。
- 3 前項に基づき再委託する場合、受託者は、書面をもって再委託契約を締結しなければならず、この契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 4 第2項に基づき再委託する場合、受託者は、再委託先（再々委託先その他の以後の順次の委託先も含む。以下同じ。）に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 5 受託者は、再委託先に対して本件委託業務を委託した場合は、本件委託契約に基づき受託者が委託者へ提出しなければならない書面を再委託先から提出させ委託者へ届け出るとともに、再委託先の履行状況を管理・監督し、委託者の求めに応じて、再委託先についての管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 6 前条に規定する検査については、再委託先に対しても委託者が直接行うことができるものとし、受託者は、再委託先との契約等において、委託者による検査が可能となるための措置を講じなければならないものとする。

(事故等に係る報告義務)

第10条 受託者は、本件委託業務（再委託先に処理させる業務を含む。以下同じ。）に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況その他委託者が必要とする情報を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本件委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて、受託者及び再委託先の承諾なく、当該事故に関する情報を公表することができる。

特 記 仕 様 書

ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

- 1 東京都ではディーゼル自動車（軽油を燃料とする自動車をいう。）の排出ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「本条例」という。）により、粒子状物質排出基準を満たさないトラックやバスなどの特定自動車の都内における運行が、平成15年10月1日から禁止された（ただし、新車登録から7年間は規制適用の猶予期間となる。）。
三鷹市との契約履行において、物品の納入等を自動車で行う場合、次のいずれかを使用すること（契約業者からの委託を受けて物品を配送するものの自動車も含む。）
 - （1）ディーゼル車以外の自動車（ガソリン車、天然ガス車、LPG車、EV車）
 - （2）平成15年10月1日以後に都内を運行し、又は運行させた場合において、本条例第37条第1項の規定に違反しないこととなるディーゼル自動車
- 2 平成15年10月1日以降に上記1の（1）及び（2）と異なる自動車で物品の納入等を行った場合は、本条例違反となるので注意すること。
- 3 適合の確認のために、当該自動車の自動車車検証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示、又は写しの提出を求められた場合には速やかに提示、又は提出すること。